

令和5年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南会津町	環境水道課 環境衛生係 (0241-62-6140)	南会津町住宅用太陽光蓄電システム設置費補助事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	省エネルギー化	補助金	太陽光発電システムと連携した蓄電システムの設置費補助 蓄電容量15,000円/1kW 限度額60,000円	(以下の要件をすべて満たすこと) ●対象者 1. 町内の住宅等(自ら居住する住宅で、店舗等の併用住宅を含む)に新たに蓄電システムを設置し、同時に太陽光発電システムを設置する、もしくは設置した方 2. 町税を完納している方 ●対象設備 1. 定置用リチウムイオン電池で、公称蓄電容量が1kWh以上であること 2. 常時太陽光発電システムと連携し、その設備が発電する電力を放電できること 3. インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成されていること 4. 国の補助事業の補助対象設備として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(S11)に登録されていること 5. 未使用品であること
南会津町	環境水道課 下水道係 (0241-62-6140)	南会津町合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費補助 5人槽509,000円~51人槽以上2,979,000円 単独処理浄化槽撤去費補助 120,000円 くみ取り便槽撤去費補助 90,000円 単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの転換に伴う宅内配管工事費補助 限度額 300,000円	・公共下水道認可区域外及び農業集落排水事業整備区域外 ・上記区域内でも7年以内に整備が見込まれない地域
南会津町	健康福祉課 介護保険係 (0241-62-6170)	介護保険住宅改修事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割~3割)	介護保険認定者
南会津町	健康福祉課 介護保険係 (0241-62-6170)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	バリアフリー化	補助金	住宅改修費の90%を補助 限度額150,000円(自己負担1割)	65歳以上
南会津町	総合政策課 地域振興係 (0241-62-6210)	危険空き家等除却事業補助金	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	空き家	補助金	【市町村民税非課税世帯】 補助対象経費の3分の2以内の額 補助限度額80万円 【市町村民税課税世帯】 補助対象経費の2分の1以内の額 補助限度額50万円 【行政区】 補助対象経費の5分の4以内の額 補助限度額100万円	町税、使用料等を滞納していない方で、危険空き家等の所有者
南会津町	総合政策課 地域振興係 (0241-62-6210)	定住促進すまいる補助金	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	住宅新築・取得	補助金	定住促進と空き家の利活用を促進するため、住宅の取得等の経費を補助する事業 ①定住住宅取得事業 新築(土地を除き2000万以上)中古住宅(500万以上) 【補助率:1/4 限度額:50万円】 ②空き家バンク利用事業 空き家バンクに登録された建物の取得(200万円以上)及び改修(50万円以上) 【補助率:1/2 限度額50万円】 ③帰郷住宅改修等事業 三親等以内の直系尊属が現在、若しくは過去に移住していた住居に移住するための住宅の建替(2000万円以上)または増改築(50万円以上) 【補助率:1/2 限度額50万円】	①申請者または申請者の配偶者の年齢が満45歳以下であること ②対象住宅の登記簿の名義になる方である、定住する意思があること ③町税等の滞納がないこと 上記のほか、事業ごとの個別要件があります。詳しくは担当部署へお問い合わせください。

※詳細については、各担当課の窓口へ直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
南会津町	建設課 建築営繕係 (0241-62-6230)	南会津町木造住宅耐震診断促進事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	その他	耐震診断者の派遣 個人負担金：派遣に要する消費税及び地方消費税の額に相当する額	(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅所有者 2. 所有者等が自ら居住する住宅 3. 木造住宅 4. 過去に本事業による耐震診断を受けていない住宅
南会津町	建設課 建築営繕係 (0241-62-6230)	南会津町木造住宅耐震改修促進事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	補助金	一般耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ120万円以内の額 簡易耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ72万円以内の額 部分耐震改修工事に要する費用の10分の8以内かつ72万円以内の額 現地建替の場合は耐震改修工事に要する費用に相当する額の10分の8以内かつ120万円以内の額 ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 所有者等が自ら居住する専用住宅又は併用住宅 2. 工事の着手が昭和56年5月31日以前である木造3階建以下の住宅 3. 建築基準法に違反していないもの 4. 耐震診断の結果、耐震基準を満たしていないもの 5. 町税を滞納していないこと 6. 予算年度内に工事が完了すること 7. 建築士の設計及び監理によること 8. 町内に本店又は支店を置く施工者が工事すること
南会津町	建設課 建築営繕係 (0241-62-6230)	南会津町ブロック塀等改修助成事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	耐震化	補助金	撤去工事、一部撤去工事、補強工事は、実際に工事に要した費用と1mあたり5,000円のいずれか低い金額の2/3かつ150,000円以内 以上の規定に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを 造り替え工事は、実際に要した費用と1mあたり42,000円のいずれか低い金額の2/3かつ280,000円以内 以上の規定に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額	(町内に存する以下の要件すべてに該当するもの) 1. 避難路に面する部分 2. 高さ1.2mを超えるもの 3. 地震時に倒壊の恐れがある、又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの 4. 工事に着手していないもの 5. この事業又は他の事業による補助を受けていないもの 6. 公共工事等の補償対象でないもの 7. 売地や建物解体に関連した工事でないもの 8. 工事完了後の塀が法第42条2項の規定により特定行政庁がしていた道路及び福島県建築基準法施行令第3条に規定される道路内に残らないもの 9. 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの 10. 自ら行う改修工事でないもの
南会津町	農林課 林業成長産業化推進室 林業振興係 (0241-62-6220)	南会津町町産材利用住宅促進事業	https://www.town.minamiaizu.lg.jp/	住宅新築・取得	補助金	町内に住宅を建築する施主に対して町産材使用量1㎡当たり(1㎡未満切り捨て)50,000円を補助金として交付する。補助金の上限額1,000,000円 【新築】 5㎡以上の使用量を対象 【増改築】 2㎡以上の使用量を対象 【薪ストーブ設置加算】 二次燃料機能を有する薪ストーブを導入した場合20万円	(以下の要件をすべて満たすこと) 1. 施主と工務店等は、当該住宅の新築、増築又は改築の工事に係る契約を申請日前までに締結し、かつ申請日の属する年度の3月31日までに当該住宅の引渡(引受)ができること 2. 施主は町内に住民登録がされているもの又は竣工後に速やかに住民登録を確約できるものであること 3. 施主は、当該住宅の所有者であり、かつ竣工から5年以上居住すること 4. 当該住宅は、専用住宅又は併用住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、延床面積の2分の1以上を専用住宅の用に供していること 5. 新築に当っては5㎡以上、増築及び改築にあつては2㎡以上の町産材を使用すること 6. 工務店等は、町産材を使用した住宅の理解と関心を高めることを目的に、町長が別に指定する方法で本事業の成果を取りまとめること 7. 施主は、市区町村税(市区町村税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税)の滞納がないこと
下郷町	建設課 工務係 (0241-69-1177)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	耐震診断者の派遣に要する費用(自己負担12,000円)	①所有者等が自ら居住する住宅 ②木造住宅で3階建て以下の戸建て住宅(住宅の用に供する部分の床面積が建築物の延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。) ③昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ④過去に、町事業による耐震診断を受けていない住宅

※詳細については、各担当課の窓口へ直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
下郷町	健康福祉課 福祉係 (0241-69-1199)	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/413.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	60歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く)生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限以下の方
下郷町	健康福祉課 介護保険係 (0241-69-1199)	介護保険居宅介護住宅改修費・ 介護予防住宅改修費	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/kenkou_fukushi/fukushi/307.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修に要した工事費の20万円限度(自己負担1割)	要介護・要支援認定者
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	住宅用太陽光発電システム設置 費補助事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/387.html	省エネルギー化	補助金	再生可能エネルギーの導入促進(1kw当たり3万円・限度額12万円)	町内の住宅(店舗併用可)
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	下郷町住宅取得支援事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/sumai/1319.html	住宅新築・ 取得	補助金	移住定住の促進を図るため、町外から転入する者が新築住宅及び中古住宅(空き家バンク登録物件に限る)を取得し、町に定住しようとする場合に費用の一部を補助する。 【補助額】 住宅取得に要した経費の1/2で最大140万円(補助基本額+加算額)	以下の全てを満たす者 ①町外から本町に転入後3年以内の者又は転入しようとする者 ②転入日の前3年間に於いて本町に住民登録がない者 ③取得する住宅に自ら居住し、5年以上定住する者 ④基準日から10ヶ月以内に居住する者 ⑤町税等の滞納がなく暴力団員等でない者
下郷町	総合政策課 企画政策係 (0241-69-1144)	下郷町空き家等除却支援事業		空き家	補助金	安全・安心な地域づくりを推進するため、町内の空き家等を除却する者に対し、補助金を交付する。 【補助額】 補助対象工事に要する経費の5分の4以内又は、50万円のいずれか少ない額	●補助対象者(次のいずれかに該当し、町税等の滞納がない者) ①補助対象空き家等の所有者等 ②補助対象空き家等の所有者等から委任を受けた者 ●補助対象空き家 ・特定空き家等・・・下郷町が特定空き家等の認定を行ったもの ・不良住宅・・・昭和56年5月31日以前に建築又は築造したもの、かつ下郷町が行う不良度判定において、100点以上と判定したもの ○特定空き家等、不良住宅のうち、次のいずれにも該当するものとなります。 ①町内に存する1年以上使用されていない空き家であること。 ②空き家の床面積の2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。 ③同一敷地内又は隣接するとみなされる敷地に居住の実態がないこと。 ④主たる構造が木造又は鉄骨造であること。 ⑤補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものでないこと。 ⑥個人が所有する空き家であること。 ⑦空き家が複数人の共有である場合は当該共有者全員から、当該空き家の除却についての同意を得られていること。 ⑧抵当権等が設定されていない空き家であること。 ●補助対象工事(次の①、②の両方を満たす工事) ①除却事業者等に発注する補助対象空き家等の除却工事 ②除却で発生する産業廃棄物等を適切に処分する工事
下郷町	町民課 生活安全係 (0241-69-1133)	合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.shimogo.fukushima.jp/life/gomi/354.html	環境対策	補助金	合併浄化槽設置に要する費用限度額39万円～242万9千円 撤去費、配管工事に要する上乗せ補助あり(上限あり)	農業集落排水事業及び林業集落排水事業実施地域を除く全地域
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2501)	木造住宅耐震診断者派遣事業		その他	補助金	昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助 1戸あたり15万4千円を限度に補助数千円程度は所有者負担	1)所有者が自ら居住する住宅 (2)工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のもの)を含む。) (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)耐震改修促進計画に定める重点的に耐震化すべき地域(5)過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2501)	木造住宅耐震改修支援事業		その他	補助金	住宅耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準に満たない住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助 工事費の1/2補助(100万円まで)ただし、段階改修(簡易改修・部分改修)は60万円まで	(1)所有者が自ら居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であるもの。 (2)工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅。 (3)平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの。 (4)補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2500)	設備投資・管理補助金交付事業		その他	補助金	檜枝岐村で営業されている方や村民の方が施設の新・増・改築、施設の付帯設備及び備品購入、空き家等の解体に補助 ・新・増、改築、付帯設備及び備品購入についての対象事業費は、営業施設100万円以上、一般住宅50万円以上、75歳以上の高齢者のみの世帯は10万円以上の事業とし、事業費の1/3補助 ※空き家等の全部解体事業は10万円以上の事業で事業費の1/2補助(住居のみ) ・補助額は166万6千円まで ・定住促進支援事業の補助金額を控除した事業費に対して重複適用可 ・車両(建設業、卸売業等の専用車で事業者名が記載されている車両の購入は除く)、除雪機、3万円以下の備品、村外の建物、消耗品等は対象外 ・居宅介護住宅改修費の自己負担分の1/2補助 ※平成25年4月1日以降の事業の申請が可能で、年度をまたいだ申請も補助対象になる。限度額(166万6千円)になるまで複数回に分けて申請が可能	・村に法人登記し、2年以上営業実態がある法人 ・2年以上連続して居住実態がある永住見込みの村民 ・商工会並びに観光協会の会員
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2501)	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援補助金		その他	補助金	再生可能なエネルギーを利用して発電、給湯、冷房及び暖房の設備を設置する村民に補助 事業例：太陽光発電設備の導入 水力・風力発電設備の導入等 対象事業費の3/4補助(100万円まで)	・2年以上連続して居住実態がある永住見込みの方 ・以前村に5年以上居住実態があったUターン者で居住実態がある永住見込みの方やその個人が組織する団体
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2500)	檜枝岐村住宅整備資金融資制度		その他	補助金	村内に住居を新・増・改築する方に対し住宅建築資金の融資を行う ・資金の使用目的-住宅建設資金(宅地取得も含む)・融資限度額-宅地の取得及び住宅建築にかかる経費 ・総額の1/2、500万円まで ・返済期間 10年 ・返済の方法 元金均等償還 ・保証人 連帯保証人1名 ・融資の利率 無利子	・村に住民登録し、新築または増改築する住宅に将来まで居住する意志のある方 ・転入、世帯分離及び村営住宅等に住んでいる方が新築する住宅 ・独立生活が営める設備を備えた住宅
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2500)	定住促進支援事業補助金		その他	補助金	村民の方が自宅を新・増・改築、中古住宅の取得・増・改築、土地の取得、建築物の付帯設備等を購入をする場合に補助 ・50万円以上の対象事業で1/2補助補助額は25万円~200万円 ・限度額以内であれば2回に分けて利用可・設備投資・管理補助金と重複適用可能。 ・建築物の付帯設備で3万円以下のものは対象外。 ・定住促進支援事業補助金(自営業者向け)と双方での申請は対象外	2年以上村に居住しており、補助金取得後5年間は居住予定の方

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
檜枝岐村	産業建設課 (0241-75-2502)	檜枝岐村高齢者等住宅改修事業		その他	補助金	手すりの取り付け・段差の解消・洋式便器への取り替え等の改修に係る費用の9割を補助1人18万円まで	本村に住所を有する満60歳以上の高齢者（介護保険の対象者を除く）であってその生計中心者の所得限度額が、児童手当所得制限限度額以下の者